

安全教育全体計画 ・ 学校安全計画 チェックリスト  
 チェック日時( 年 月 日) 学校名( )

項 目	チェック	今後に向けて
<b>安全教育全体計画</b>		
① 地域や学校における安全上の課題が記載されている (災害安全・交通安全・生活安全の3領域の観点から) ※参考:安全教育参考資料p31~「安全教育全体計画例」		
② 安全管理や組織活動に関する主な取組が記載されている		
③ 「学年別重点目標」として、児童生徒に育成を目指す安全に関する資質・能力が設定されている (災害安全・交通安全・生活安全の3領域の観点から) ※参考:安全教育参考資料p19~「自らの命を守るために必要な資質・能力の発達段階ごとの体系表」		
④ 学年別重点目標を達成するための方策として、安全教育の主な指導内容が教科等横断的に記載されている (災害安全・交通安全・生活安全の3領域の観点から)		
⑤ 安全教育の評価・改善が行えるよう、成果を測る指標が具体的に記載されている		
<b>学校安全計画</b>		
<b>1 計画全体について</b>		
① 学校安全の取組の年間計画として、安全教育・安全管理・組織活動を体系的にまとめた様式になっている ※参考:安全教育参考資料p37~「学校安全計画例」		
② 災害安全・交通安全・生活安全・新たな危機事象の内容を網羅した計画になっている ※新たな危機事象とは、SNSの普及に伴う犯罪、テロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案		
<b>2 安全教育について</b>		
① 安全に関する指導内容として、災害安全・交通安全・生活安全・新たな危機事象の観点が網羅されている		
② 各教科・領域欄に、指導する学年や単元名など、可能な限り具体的に記載されている		
③ 防災の授業の県の数値目標(小中学校では各学年年間5時間以上、高等学校では3時間以上、特別支援学校(学級)では児童生徒の実態に応じて実施)に該当する授業が、◎表示等で明記されている		
④ 【中学校・高等学校】交通安全教育教材「Traffic Safety News(TSN)」(県警察と県教委が連携して隔月で配付している自転車交通安全教育教材)を活用した指導が記載されている		
⑤ 自転車ヘルメット着用に関する交通安全教育が記載されている		
⑥ 【中学校・高等学校】保健体育(保健)において、心肺蘇生法等の応急手当の実習が記載されている		
⑦ 弾道ミサイルが落下する可能性のある場合に取るべき行動についての指導が記載されている		
⑧ 「学級活動」欄に、1時間単位程度の指導(★表示等)と、帰りの会やSHR等の短時間で指導とが、区別された形で記載されている		
⑨ 「主な学校行事」欄にある避難訓練に、想定(地震、津波、洪水害、土砂災害、火災、弾道ミサイル等)が記載されている ※例: 避難訓練(地震・津波)、避難訓練(地震・土砂災害)、避難訓練(地震・火災) 等 ※市町村の地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられた学校は、当該の災害リスク(洪水害や土砂災害等)を想定した避難確保計画に基づく訓練や防災教育の実施が義務付けられています。		
⑩ 避難訓練の県の数値目標(各学校で様々な状況設定で年間3回以上実施)に該当する訓練が、◎表示等で明記されている		
<b>3 安全管理について</b>		
① 毎学期1回以上の施設・設備の安全点検の実施が記載されている		
② 【小学校・中学校】通学路の確認及び安全点検が記載されている		
<b>4 学校安全に関する組織活動について(家庭や地域、関係機関等と連携した活動、教職員研修等)</b>		
① 学校安全に関する教職員の研修の機会が記載されている (「安全教育全体計画」「学校安全計画」「危機管理マニュアル」の共有・見直し、AEDを含む心肺蘇生法の実技研修、熱中症予防に関する研修、不審者対応研修(訓練)、災害時対応に関する研修等)		
② 地域やPTA、関係機関、近隣校等と連携した、学校安全に関する活動が記載されている (地域の防災避難訓練、近隣校(園)との合同訓練・合同研修、PTAと連携した安全に関する取組、交通安全運動、街頭指導、見守り活動、通学路の合同点検等)		
<b>学校安全の推進体制について ※この欄は、記載の有無ではなく、体制が整っているかどうかを振り返ること。</b>		
① 「安全教育全体計画」「学校安全計画」を年度当初に教職員で共有し、安全教育の成果を測る指標を用いて取組を検証し、必要に応じて計画の改善を図るPDCAサイクルを構築している		
② 「安全教育全体計画」「学校安全計画」を、安全教育の取組として保護者に周知している (PTA総会や地域学校協働活動等の会議における説明、HP等で周知)		
③ 「学校安全計画」を学校医等に周知し、助言をいただく機会を設定している ※「学校保健安全法施行規則第22条」において、学校医が学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与することを規定		